

令和2年5月1日

小学生の保護者の皆様

西条市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業延長のお知らせ

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より西条市の教育活動に対しご理解・ご協力をいただきありがとうございます。さて、西条市では全国的に感染が拡大している現状を踏まえ感染拡大防止を強化するため、市内全小・中学校で令和2年5月10日（日）まで臨時休業を延長することにし、その後の延長については、市内の状況及び国や県の動向を鑑み決定します。決り次第お知らせいたします。また、下記のこと十分に留意し各ご家庭での対応をお願いいたします。

記

- 1 臨時休業延長の期間 令和2年5月7日（木）～令和2年5月10日（日）
※ その後の延長については、決定次第ご連絡をします。
- 2 休業中の生活について
 - (1) 咳エチケットや手洗い等感染防止対策を徹底してください。
 - (2) 「密閉・密集・密接」の状況を避けてください。
 - (3) 1日の過ごし方や学習計画を立て規則正しい生活を送るようお願いします。
 - (4) 健康保持の観点から、おうちの中など安全な環境の下での運動を心がけてください。
- 3 学習について
 - (1) 家庭学習のプリント等、学校で準備されたもので計画的に学習をするようお願いします。
 - (2) ご家庭でのお子様の様子について、電話連絡や家庭訪問等を行います。家庭訪問をする場合は、電話等で連絡をした上で、感染に十分気を付けて訪問をいたします。
 - (3) 「家庭学習の手引き」等をご活用ください。
- 4 登校日について
 - (1) 令和2年5月7日（木）の午前中
 - (2) 児童クラブを利用する場合は、お弁当と水筒を持たせてください。
- 5 児童の預かりについて
 - (1) 預かる日 令和2年5月8日（金）まで延長
 - (2) 預かる時間 8：00～14：30
 - (3) 感染防止のために細心の注意をしていますが、ご家庭でお子様をみる事ができる日はご家庭で過ごすようお願いします。
- 6 備考
 - (1) ご不明なことがありましたら学校もしくは西条市教育委員会にお問い合わせください。
(西条市教育委員会 0897-56-5151)
 - (2) 感染の状況によって変更をする場合があります。その場合は、各学校のホームページ緊急連絡メール、電話等でお知らせします。